

序 章

新潟青陵大学は、その建学の精神に立脚した社会の切実な要請に応えるべく、保健・看護・福祉の分野で地域に貢献できる高度専門職業人の育成を目指して、2000（平成 12）年 4 月に 4 年制大学、看護福祉心理学部として発足した。看護・福祉領域における研究水準は飛躍的に向上し、地域社会におけるリーダーの役割を担う総合的な視野と高い専門的知識を持ったエキスパートが求められてきている。このような社会的需要に対応するために、より「高度」な専門的職業人養成の教育型大学として地域における「知の拠点」となるべく 2015（平成 27）年に看護学部と福祉心理学部に学部を分離した。

これまでに 2007（平成 19）年、2013（平成 25）年と大学が受けた大学基準協会による認証評価は、「大学基準協会の大学基準に適合していると認定する」との評価結果であった。この評価に付された意見をふまえ、看護学部を含め各部局が自己点検・評価活動を行なっている。2012（平成 24）年、大学機能の内部質保証システムの構造化に向け、大学の理念・目的から看護学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが、それぞれ有機的に連携しあう構造に整理した。

一方、少子高齢社会にあるわが国において、地域医療構想に基づく医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築により地域におけるヘルスプロモーションや予防も含め、その役割や活動場所の多様化により、看護者には多様な場面での人々の身体状況を観察・判断し、状況に応じた適切な対応ができる看護実践能力が求められている。また、患者中心の医療の実現に向け、チーム医療や多職種連携の一員としての役割を果たし、看護の専門性を発揮することや、更なる医療安全への対応も求められている。

これらの社会の変遷に対し 2017（平成 29）年 10 月に「看護教育モデル・コア・カリキュラム～学士課程においてコアとなる看護実践能力の修得を目指した学修目標～」が文部科学省から出された。看護学部では、この看護教育モデル・コア・カリキュラムをうけ、社会の求める看護の人材育成をさらに進めるために、学部の教育目的、及び既存の 3 つのポリシーの再確認を行い、2019（平成 31）年度入学生からのカリキュラム改正に着手している。

看護学部が率先して遂行する自己点検・評価は、現状への厳しい自己点検・評価を自らに課し、改善・改革に努める事でもあり、ひいては大学全体の堅実な発展の重要な契機として位置づけられる。本報告は、2015（平成 27）年度～2021（平成 33）年度までの長・中期目標における 2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度までの「理念・目的」「教育課程・学習成果」「学生の受入れ」「教員・教員組織」に関する中間報告である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては学部、学科ごとに、研究科においては研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性
--

本学の教育理念は、学校法人新潟青陵学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に対応すべき実学を教授する」に則して「実学教育」を基調とし、「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請にこたえる共に、クオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上を実現すべく、看護・福祉両面での地域社会に貢献できる人材の養成」である(資料1-1:2018年度学生便覧p.2)。

教育目標として幅広い学際的な基礎知識を修得させ、国際的視野とヒューマニティ豊かな人格を養い、自主的・創造的学習意欲を高めることによって地域社会の看護と福祉に寄与する実践的教育を目指している。その重要な柱として1)感性豊かな人間性を備えた人材の育成、2)柔軟な判断力と高度な専門性を備えた人材の育成、3)コミュニケーション能力を担えた人材の育成、の3つである。また、看護学部、福祉心理学部の2学部共通のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)として「ケアの心(自らケアができ、ケアされる側の気持ちを理解する)を持った人材の育成」も掲げている(資料1-2:2018年度学生便覧p.2)。

以上の大学の教育理念と教育目標をふまえ、看護学部の教育上の目的を以下としている。

「生命の尊厳・人間尊重」の理念を基盤とする高い倫理性と豊かな人間性を培い、看護の専門的知識と技術を教授することにより、看護専門職として地域・国際社会に貢献できる人材を育成することにある。(資料1-4 新潟青陵大学学則第3条第3項)

さらに、上記目的を達成するために以下の教育目標を掲げている。

1. 人間・生命の尊厳を守る意識を培い、自己の資質の向上に努める能力を養う。
2. 他者を尊重し、自己をも尊重する建設的な人間関係を形成する能力を養う。
3. 看護に必要な知識・技術を学習することによって、よりよい看護実践ができる基礎的能力を養う。
4. 看護の諸現象について、論理的な思考のもとに適切な情報の収集、科学的な分析、倫理的な判断を用いて、有効な対応を考察できる能力を養う。
5. 専門的知識・技術を用いて、科学的な根拠に基づく安全・安楽な援助を提供できる能力を養う。
6. 社会における看護が担うべき役割を認識し、保健医療福祉領域の専門職及び地域の人々との協同・連携のもとに、看護の発展に寄与する能力を養う。
7. 国際的な視野をもち、創造的な思考を深め、専門職業人として社会に貢献できる能力を養う。(資料 1-3 : 2018 年度学生便覧 p. 3)。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

- 評価の視点 1 : 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 評価の視点 2 : 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的、及び学部の目的について、大学構成員（教職員全体）へは、毎年配布されている学生便覧に詳細に掲載されている（資料 1-5 : 2018 年度学生便覧 p. 2-3）。新入学生と新たに着任した教員へは、4月の看護学部新入生オリエンテーションの時、2年次以上の学生へは、新年度の履修ガイダンス指導の時に、学生便覧を使用し、カリキュラムの説明とともに大学の理念・目的、及び学部の教育目的について、当該年次に履修する科目と関連させて説明し周知を図っている。また、本学ホームページに掲載し、教職員、学生はもとより広く社会一般への周知を図っている（資料 1-6 : 本学ホームページ掲載「教育理念・目的」）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

大学全体の中・長期計画を視野に入れ、学部における目的を達成するため、学長諮問委員会、評議会所管委員会、組織所管委員会、看護学部付置委員会、その他の委員会、に分類し、各委員会の学部メンバーが1年ごとにPDCAサイクルを実施している。そして、年度末に、学部運営会議メンバーが、大学の将来を見据えた中・長期の計画をふまえ、各委員会のPDCAサイクルシートを確認し、必要時には再評価、修正加筆、次年度取り組みへの反映を要請し、学部全体で共有し改善に努めている（資料1-7：平成29年度第9・10回学部運営会議議事録）。

（2）長所・特色

大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に基づき、育成された看護職の人材が社会に巣立ち、保健医療の関連機関への就職率はほぼ100%である（資料1-8：看護学部卒業生就職状況）。また、毎年、入学定員を超える学生が入学してきている（資料1-9：大学ホームページ平成30年度入試結果）。これは、大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に向けた取り組みが有効に機能していることを示しており、適切である。

（3）問題点

2015（平成27）年度に学部改組をし、2018（平成30）年度にその卒業生を出す。その段階で、教育理念・目的の適切性とその取り組みの検討が必要である。

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に基づき、社会に求められている看護の人材が育成されていること、入学定員を超える学生が入学してきていることから、大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に向けた取り組みは、現時点で有効に機能し、適切である。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

看護学部では、本学の教育上の理念である「生命尊厳・人間尊重」に基づいて、「ケアのこころ（自らケアができ、ケアされる側の気持ちを理解する）を持った人材の育成」を目指しており、看護学部ではこれを受けて、以下の要件を満たした学生の卒業を認定し、学位を授与するものとしている。具体的には、以下の1～7を修得すべき能力として定め、その達成のための要件として、所定の単位を修得することとしている。

表 看護学部のディプロマ・ポリシー

【生命の尊厳と個の尊重】

1. 幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観をもち、生命の尊厳を重んじた看護ができる。
2. 看護を必要としている人の心に寄り添い、一人ひとりの意思と独自性を尊重できる。

【実践能力と主体的な学習】

3. 専門的知識と技術を修得し、エビデンスに基づいた基礎的看護を実践する能力を身に付けている。
4. 看護・医療の進歩と変化に適切に対応できる能力を身に付けている。
5. 専門職者として主体的に学習する能力を身に付けている。

【職種間の連携と健康課題への対応】

6. 保健・医療・福祉・教育等関連領域と連携・協働し、地域の人々の健康課題に取り組むことができる。
7. 多様な文化と相互の違いを理解し、国際的感覚を高め、人々の健康課題を考えることができる。

これらは、誰もが参照できる学生便覧や大学ホームページに掲載している。

- ・資料 4-1：学生便覧 2018, 1, 2、学則第3条3
- ・資料 4-1：学生便覧 2018, 1. 2
- ・資料 4-2：大学ホームページ <http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsu/nursing/policy/>

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

全学的には、本学の教育目標、ディプロマ・ポリシーに基づいて、看護学部と福祉心理学部の2学部間における「連携の下に教育・研究を行い、医療福祉面での人材の養成」に発展させることを目指している。具体的には、2学部に通ずる大学全体にかかわるカリキュラムとして、全学共通科目を設置するとともに、各学部・各学科に専門科目を設置し、それらを体系化するとともに、他学部・他学科履修科目を可能にし、関連周辺領域と学際領域の学びを保証している。さらには、「導入教育科目」を設置して学習方法や技能の修得と基礎的な学力の育成を目指すとともに、「地域連携とボランティア」、「就業力育成科目」では、地域社会における実践的実習のなかで、学士課程に求められる課題発見能力や問題解決能力等の育成を目指している。

ディプロマ・ポリシーで示した本学科で育成すべき資質・能力を学生が習得できるよう、下記のとおり教育課程を編成・実施する。これらは、学生便覧及び大学ホームページに明示している(資料4-1, 4-2)。

資料4-1：学生便覧2018, 1.1

資料4-1：学生便覧2018, 1.2

資料4-2：大学ホームページ <http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsu/nursing/policy/>

表 看護学部のカリキュラム・ポリシー

1. カリキュラムには、全学共通科目として「基幹科目」「外国語教育と国際交流」「地域連携とボランティア」等を配置し、専門科目は「基礎専門科目」と「看護学」により構成する。加えて「教育関連科目」「他学部聴講科目」を準備する。
2. 学ぶ構えとスキルを身に付けるための「導入教育科目」を初年次に置き、強要科目と専門科目を関連して学べるように全学年に配置したうえで、学びの集大成として「看護研究」を配置する。
3. 看護師・保健師・助産師・養護教諭など、自らの将来像に動機づけられた学習ができるよう、初年次からキャリア教育を開始したうえで、上位学年にそれらの専門性を追究する選択科目を配置する。
4. 1年次・2年次は、看護の基礎力を養う科目を配置する。なかでも実践力育成を重視し、看護専門科目において領域ごとに実践論という科目を設ける。
5. 3年次・4年次は、様々な健康状態にある人を看護する実習を配置する。また、地域包括ケアシステムに対応できるよう、病院外における看護活動を選択実習として準備する。
6. 教育方法として、主体性とコミュニケーション能力を育成するために、授業内での協同学習、進路選択や看護研究に関する異学年交流、地域活動での協働学習といった、多様で互恵的な学びの機会を設ける。
7. 評価は学習目標の到達度を厳正に適用し、専門職として必要な能力を基準に絶対評価する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 教育課程の編成

本学の教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を受けて作成された、看護学部のカリキュラム・ポリシーに基づいており、授業科目は、本学の教育課程の編成方針に即して、全学共通科目・専門科目にて構成し体系的な教育課程を編成している。詳細については、次のとおりである。

1) 全学共通科目

全学共通科目は、対象者の健康増進と健康問題解決への実践的能力を身につける基盤をつくるために、看護学や医学にとどまらず、自然科学、人文科学、社会科学等の学問を学ぶ。「導入教育科目」「基幹科目」「外国語教育と国際交流」「保健体育科目（健康とスポーツ）」「地域連携とボランティア」「就業力育成科目」からなり、大学すべての学部、学科に開講する科目群である。

「導入教育科目」は、大学生として必要とされるソーシャルスキルとスタディスキルを学ぶ科目群であり、大学入学後の学修の方法を学び、学修の戸惑いや困難を軽減できる科目を配置している。1年次前期に配置された「フレッシュマンセミナー」「スタディスキルⅠ」は、全学生必修科目である。また、大学入学時のプレイスメントテストによって、基礎学力が不足していると判定された学生向けに、国語・数学・英語・ICT(Information and Communication Technology, 情報通信技術)の基礎力を補強する科目が自由科目として配置

されている。

「基幹科目」は、人間の営みを理解するための「人文科学領域」、法的、政治的、経済的に人間の生活を理解するための「社会科学領域」、生命由来の根源である自然科学の基礎を学ぶ「自然科学領域」、以上3領域に属さないが複合的で学際的な領域として「複合・学際領域」の4つを配置している。「自然科学領域」には、講義科目だけでなくICTを道具として使いこなすための演習課目を配置した。「複合・学生領域」には、人間を手面的に捉えるための科目と量学部にもたがるテーマを扱うものを配置した。なお、看護学部では、複合・学際領域の「人の暮らしと社会保障」は、健康生活と社会保障制度を理解する基礎となるものであり、必修となっている。また、看護専門職として高い倫理観の育成の強化を図るために、「生命倫理学」を必修としている。

「外国語教育と国際交流」は、英語を中心として外国語教育科目の他に、「海外研修」と「国際交流」という科目を配置している。諸地域の文化や人々の生活に触れ、人々の健康の維持増進にグローバルな視点を持って貢献するための国際的な視野を広げることが目的である。英語は1年次から4年次まで配置している。

「保健体育科目（健康とスポーツ）」は、健康の維持と増進を図るため、基本的な知識と習慣を養う科目を4科目配置している。人間の健康とスポーツ・運動について学修する。

「地域連携とボランティア」は、地域、あるいは他職種との連携や協働が重要であることから地域連携とボランティアの基礎知識を学修し、実習も配置してある。地域連携とボランティアについて学ぶ講義科目だけでなく、「ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」「地域連携実習Ⅰ・Ⅱ」といった実社会での実習による学びを奨励し単位化した科目を配置している。「ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」については、本学のボランティアセンターと連携を図り、各学生のボランティア活動履歴をもとに、その時間数に応じて単位を認定している。「地域連携実習Ⅰ・Ⅱ」については、地域での問題発見から始まり、問題解決の検討、フィールド調査、地域で行われる活動への参加など、夏季休業などを利用して、小グループの集中授業で実施される。

「就業力育成科目」は、専門職となるためのキャリアデザインを確実に、就業力育成能力を育むための科目を開講している。入学当初から各自のキャリアデザインを考えた科目群と、社会人として身につけておくべき知識と技能を学ぶ科目群を配置している。ここには、2010（平成22）年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に、新潟青陵大学・新潟青陵短期大学部が共同申請し採択された「ケアから社会を学ぶ、青陵マインドの涵養」の取り組みが生かされている。

2) 専門科目

入学時から段階的に専門科目が学習できるよう教育課程を組んでいる。専門科目は、看護学及び看護実践の基礎となる学修を行う領域であり、基礎専門科目、基礎看護学、成人看護学、母子看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、看護学特論、臨地実習、助産学関連科目、看護の総合の10区分となっている。このうち、基礎専門科目は、他の専門領域すべての基盤となるものと位置づけている。

基礎専門科目は1年次生から3年次生に配置し、人間がどのような存在であるかを人体の構造、機能・発育、性などの多方面から基礎的な知識を学ぶ。また、人間を取り囲む環境の影響による健康破綻と人体の変化を学び、健康破綻の予防について学ぶ。さらに、地域社会における保健、医療、福祉の連携・協働の推進を理解し、人々を取り巻く保健、医療、福祉のシステムについて学ぶ。

基礎看護学は、「看護学概論」「基礎看護実践論Ⅰ・Ⅱ」を1年次、「基礎看護実践論Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」は2年次に開講する。「看護論演習」「看護教育学」「看護学外書講読」は3年次となっている。

成人老年看護学は、「成人・老年看護学概論」を1年次、他科目は2年次に開講している。

母子看護学と精神看護学の関連科目は、すべて2年次に開講している。

公衆衛生看護学の領域は、看護の対象の拡大として、病院から地域、在宅医療と看護、個から集団、施策化という保健師に求められている役割に対応できる能力の基礎を身につけることを目的としている。看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格、さらに、助産師国家試験受験資格に必要な科目も配置している。

看護学特論は、2年次と3年次に配置し、保健・医療・福祉等に貢献していくことのできる応用力のある国際性豊かな人材育成を目指し、主体的な学修姿勢と俯瞰的なものごとの見方の成長をねらいとしている。

臨地実習は、1年次から4年次まで配置している。高度な看護実践能力を養成するために知識と技術の学修を目指している。これらの知識と技術を統合し、様々な健康状態にある人への看護実践能力を高めるために、また、地域包括ケアシステムに対応できるよう、病院や地域での実践の場において柔軟に対応する態度を培う「臨地実習」を配置するとともに、大学での学びの集大成として看護の総合演習と看護研究Ⅱを含む「看護の総合」を4年次生に配置している。このように、段階的に専門科目を学修できるように配置している。

保健師国家試験受験資格に必要な科目として、選択科目の「地域看護学実習Ⅰ・Ⅲ」がある。助産師国家試験受験資格に必要な科目として、選択科目の「リプロダクティブヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」がある。養護教諭希望者向けに、選択科目の「発達支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」がある。地域における看護実践を学ぶための選択科目として、「地域健康支援実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」がある。

助産学関連科目は、周産期の母子を中心にすえ、ライフサイクル全体に関わる性と生殖の健康を学ぶ科目である。助産師国家試験受験資格を得る学生には必修科目であり、「助産学実習」意外に、「助産学概論」「助産診断学Ⅰ・Ⅱ」「助産実践論Ⅰ・Ⅱ」「助産管理学」を配置している。

看護の総合は、各領域を統合し、看護の知識・技術をより発展させ、チーム医療や他職種との協働、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップ、看護マネジメントの基礎的能力などの看護実践の応用編の学修を目的としている。また、自己の看護体験を将来の看護実践に反映させるために必要な基礎的研究能力の育成を目的として、3年次後期に基本的な

研究方法や研究倫理を学ぶ「看護研究Ⅰ」を配置し、それを基盤として4年次に配置した「看護研究Ⅱ」で看護研究を完成させる。

3) 教職関連科目

養護教諭一種免許状に関わる教職関連科目を、2年次から4年次に配当している。養護教諭一種免許状を取得したい学生は必修であり、「養護実習」を含む12科目を配置している。

4) 他学部聴講科目

福祉心理学部における専門的知識を学ぶことで、幅広い視野を持つことができる(資料: 4-1)。

資料 4-1: 学生便覧 2018, 2.1

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育

本学の教育目標、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を受けて作成された、看護学部のカリキュラム・ポリシーを達成させ、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を行っている。

臨地実習調整委員会が中心となり、実習に関する留意事項を実習要項に明示している。内容は、実習に臨む心構えや態度、対象者との接し方、守秘義務や学ぶ者としての礼節、服装や身だしなみ等についてであり、社会的・職業的自立に向けた導入として重視している(資料: 4-3)。

また、3年次から4年次後期まで続く国家試験対策講座や、4年次には、キャリアセンターの専門スタッフによる就職のために必要な相談対応、書類作成や面接演習を取り入れた就職サポートなどを行っている。さらに、保健師や養護教諭採用試験に向けた特別対策講座の実施や、看護師、保健師、助産師、養護教諭、それぞれの就職先に合わせたプログラムで、安心して社会人としての第一歩を踏み出せるように、卒業前集中演習を実施し、同時に社会人としてのマナーや心構えも学ぶ機会としている(資料 4-5)。

さらに、4年次生後期には、選択科目で「看護統合実習」を配置している。就職前実習として位置づけており、看護チームとともに患者の看護にあたり、ケアのマネジメント能力の習得や医療安全対策の実際を学ぶとともに、主体的に業務に取り組む態度を養うことを目的としている(資料: 4-4)。

資料 4-3: 臨地実習要項 2018、VI実習に関する留意事項

資料 4-4: H29年度看護統合実習シラバス

資料 4-5: Niigata Seiryō University & Niigata Seiryō University Junior College
Campus Guide 2019 p33

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

全学的に単位の実質化を図るための措置として、学期ごとの成績に応じてCAP制に基づいた履修計画の指導を行っており、それを受けて、看護学部においても履修変更や学習方法の指導を行う体制が整備されている（資料4-1, 3.2）。

また、シラバスの内容について統一した書式を提示することで、学生の学習の活性化や、効果的な教育を目指している。さらに、学生による授業評価アンケートを定期的実施することで、授業内容とシラバスとの整合性が図れたかどうかの検証を行っている（資料4-24）。

全学共通科目である「スタディスキルⅠ」「スタディスキルⅡ」については、スタディスキル委員会が学生の主体的学習を促進させるために授業の目的や授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を検討し作成したものを、教授会で審議・決定している。また、専門科目の授業では、講義、演習、実習を基本構成としている。演習は5～10人程度の小グループ編成とし、実習では1グループ5人を基本とした少人数教育を実施している。授業は、学生が主体的に学ぶ力や考える力、自ら考えを述べる力、人の考えを聞く力などを育成し、広い視野に立って提示された課題を考えることができるように、グループ学習や課題学習を積極的に取り入れている（資料4-5）。さらに、複数教員担当制を原則としてチームでの授業運営を行っている。

履修指導は、入学時のオリエンテーションにおいて、入学時から卒業するまでの学修計画の説明とともに、希望する職種によってどのようなルートを歩むのかを説明している。また、各学年の前期・後期に行われるオリエンテーションでは、その学年に配当される保健師、助産師、看護師、養護教諭の各キャリア選択に応じた科目や必要な取得単位数などの履修指導を行っている（資料：4-6）。

看護師、保健師、助産師国家試験対策においては、国家試験対策の委員が中心となり、学部全体で取り組んでいる。3年次後期から開始され、国家試験の概要の理解や人体に関する基礎知識の獲得、学習習慣を身につける等を目的としている。4年次では、初めに、国家試験対策スケジュール表を配布し、授業や演習、就職関連と、模擬試験や対策講座、学生自身の目標と計画、看護師模擬試験の自己採点結果と振り返りなどを記して、個々の年間計画を立てることを勧めている。また、模擬試験受験後はすぐに自己採点させ、学習課題の把握を促している。平成29（2017）年度は、看護師模擬試験9回、保健師模擬試験5回、助産師模擬試験5回、前期に毎週1コマ国家試験対策講座を実施している（資料4-7, 4-8）。

資料4-1：学生便覧2018，3.2

資料4-24：平成29年度第8回教授会資料1.1)「シラバス作成について」

資料4-5：Niigata Seiryō University & Niigata Seiryō University Junior College
Campus Guide 2019 p30

資料4-6：平成29年度前期・後期オリエンテーション日程表

資料4-7：平成29年度第2回教授会資料3.1)「平成29年度看護師国家試験対策年間計画について」

資料4-8：平成29年度第2回教授会資料3.2)「平成29年度保健師国家試験対策について」

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシーを定め、卒業に必要な単位 124 単位となる教育を体系的に展開している。卒業要件は 124 単位以上であり、全学共通科目 28 単位以上、専門科目 96 単位以上であり、学生便覧に明示している（資料：4-1 便覧：p32）。

学生便覧に、成績評価の方法及び単位認定の基準を示し、前期・後期オリエンテーション時に教務委員会が学生便覧を用いて説明している（資料 4-6）。

各科目の成績評価の方法は、シラバスの評価方法欄に提示している。試験、小テスト、課題レポート、学習態度などの方法を組み合わせて評価する科目が多く、評価方法をより明確に示すために、各評価方法の比率を記載している（資料 4-9）。

3 年次に看護学専門領域（成人看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、老年看護学、母子看護学Ⅰ・Ⅱ、精神看護学で開講する看護学実習は、成績評価方法を実習要項に提示している（資料 4-10）。看護学実習では、学生全てが同一条件下で学修体験をすることがほとんどなく、受持ち患者の状況等に左右されることも多い。担当する教員により評価の差異がないように、できるだけ評価表を詳細に分類するとともに、専門領域ごとに実習に携わった教員が集まり、実習における対象や状況の把握、実践計画の内容、実践活動、自己の実践の振り返り、及び実習に関する諸記録などから学修状況を確認し、成績評価を行っている。

既修得単位の認定については、第 1 学年次の初めに願い出により審査の上、30 単位まで認定している。（資料 4-1 p42, p219）。

資料 4-1：学生便覧 2018, 2. 5

資料 4-6：平成 30 年度前期・後期オリエンテーション日程表

資料 4-9：平成 29 年度第 8 回教務委員会資料「シラバスの様式及び依頼文」

資料 4-10：平成 30 年度臨時実習要項

資料 4-1：学生便覧 2018, 2.5

資料 4-1：学生便覧 2018, 3.6

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

全学的に公表される、各学期の GPA の学年間の推移や（資料 4-11）、1 年次と 3 年次に行う PROG 調査（資料 4-12）、各学年の学修時間の実態や学習行動調査結果について、教務委員会から各学部学科の教授会で報告している。これらに基づいて、学修時間の実態や学習行動調査結果においては、調査結果から学生の傾向の分析結果を提示し、今後の授業デザインや学習指導の基礎資料としている。また、教授会で、コース別の授業が多く配置される 3 年次後期の各コース別の学生の学修時間を提示して、学習指導の参考資料としている（資料 4-13）。アセスメント・ポリシーについては、3 つのポリシーに基づく、全学的レベル、学部レベル、科目レベルの 3 段階に分けられていて（資料 4-25）全学的に卒業要件達成状況、単位修得状況、GPA、PROG 調査等から、教育課程全体を通した学習成果の達成状況を検証できるように作成されている。評価は今後の課題とする。それと同時に、H29 年度より 3 つのポリシーに基づく取り組みの評価や次年度教育課程編成についての意見交換会を、外部有識者を交えて行っている（資料 4-26）。

4 年間の学修結果としての知識を問う「看護の総合演習」の結果、及び 4 年間で実施した看護学実習における看護技術修得レベル集計結果（資料 4-14）、単位の取得状況や看護師・保健師・助産師国家試験結果により、学生の学習成果を把握し評価している（資料 4-15）。

3 資格の国家試験結果の過去 3 年間の合格率は、概ね全国水準を上回っている。

- 資料 4-11：平成 29 年度第 2 回教授会資料 1.3)「平成 28 年度後期 GPA の分布」
 資料 4-12：平成 28 年度第 1 回教授会資料 1.8)「ジェネリックスキル測定結果」
 資料 4-13：平成 30 年度第 3 回教授会資料 2-1-4「学生の学修時間実態・学修行動調査結果について」
 資料 4-14：平成 28 年度卒業前看護技術トレーニングアンケート結果」
 資料 4-15：平成 29 年度看護教務委員会 PDCA サイクルシート
 資料 4-25：平成 30 年度第 6 回教学改革推進会議議事録（資料 4）
 資料 4-26：平成 30 年度第 5 回教授会議事録

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 ・学習成果の測定結果の適切な活用
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的に、3Pに基づく取り組みの評価及び教育課程編成に関する外部有識者との意見交換を行っている（資料 4-24）。また、カリキュラムマップの作成を通じて、必要な授業科目の開講状況と順序性のある体系的配置の検証（資料 4-25）、3Pに基づく現行のカリキュラムの見直し、教学の推進に向けて課題の検討（資料 4-26）を行ってきた。

ディプロマ・ポリシーと対比できるように、資格ごとに整理されたカリキュラムマップを作成している（資料 4-16）。学期ごとに、定期試験結果や実習成績に基づく単位取得状況をモニタリングし、学生のコース選択についての指導を行っている（資料 4-17）。

各教員が、担当科目ごとに、講義や演習毎にレポートを課す、小テストの実施などで学習成果の評価を行い、さらにリアクションペーパー等で授業評価を行い、次回の授業改善に役立てている。また、各学年の学修時間の実態や学習行動調査結果について教授会に提示し、授業改善の資料としている（資料 4-13）。

臨地実習は、実習調整委員会が中心となって、各領域と連携しながら学生の实習環境の整備や調整を行っている。実習に臨むにあたり、領域ごとに「自己の実習目標・課題」を記すシートを準備し、実習前後に担当教員に提示し、学生自ら評価したものを教員と振り返ることで次回に活かすという、学修の積み重ねを行っている。また、実習後に行う学生アンケートで、実習目標の達成状況を把握するとともに、自己の学習や健康状態の振り返り、実習施設の環境などの結果をみて、実習全体だけでなく各領域が次年度に向けた改善に役立てている（資料 4-18）。さらに、学生が提出する、事故・ヒヤリハット報告書の集計結果を踏ま

えて、次年度の実習指導のための改善点の把握に努めている(資料 4-19)。年に 2-3 回行われる実習指導者検討会では、実習途中で学修が躓いている学生の把握と支援を話し合う機会としている(資料 4-20)。臨地実習施設ごとに臨地実習指導者会議を実習開始前と終了後の 2 回開催し、大学と臨地の役割の確認や、実習目標を達成するために学生個々の力に合わせた指導と実習環境が整えられるように共通理解の機会としている(資料 4-21)。

看護実践能力として重要な看護技術については、看護課程委員会が年度ごとにモニタリングしており、その結果を基に、次年度の講義や演習、臨地実習で強化するものを、学科全体で検討し、教育内容や教育方法の改善に役立てている(4-22)。

資料 4-16：平成 29 年度第 1 回教授会資料 1.5) 「カリキュラムマップ(案)について」

資料 4-17：平成 30 年度第 1 回教授会資料 1.3) 「実習履修の変更が生じた場合の手続き及び連絡ルート」

資料 4-13：平成 30 年度第 3 回教授会資料 2-1-4 「学生の学修時間実態・学修行動調査結果について」

資料 4-18：平成 27 年度実習指導者検討会資料「1. 領域別アンケートによる自己の実習目標・課題シートの評価」

資料 4-19：平成 29 年度第 8 回教授会資料 2.1) 「実習におけるヒヤリハット・事故報告」

資料 4-20：平成 29 年度 第 1 回 臨地実習指導検討会 実施案

資料 4-21：平成 29 年度第 6 回教授会資料 2.2) 「H29 第 1 回実習指導者検討会について」

資料 4-22：平成 29 年度看護課程委員会 PDCA サイクルシート

資料 4-24：新潟青陵大学における 3 つのポリシーに基づく取り組みの評価及び次年度教育課程編成意見交換会プログラム

資料 4-25：平成 28 年度教務委員会実施計画：PDCA サイクルシート

資料 4-26：平成 29 年度教務委員会実施計画：PDCA サイクルシート

(2) 長所・特色

入学時からコース(保健師コース、助産師コース、看護師コース、養護教諭コース)について説明しているが、履修指導が本格化するのは 2 年次からであり、コース希望調査の実施をするとともに(資料 4-23)、前期・後期オリエンテーションにおいて、コース別履修指導を細やかに実施している。また、コースに必要な科目の単位が取得できなかった場合等、個別にコース変更の事態が発生した場合は、次のコースのための履修に漏れないように、システム化している(資料 4-17)。

必修科目の単位取得ができなかった学生や、休学生、留年生などには、教務委員で担当を決め履修相談や学習支援を行っている。

また、定期的に学年ごとのアドバイザーが意見交換を行い、成績が低迷している学生について情報交換を行い、改善策を検討している。

発達障害や診断を受けていなくてもその傾向のある学生など、何らかの理由で学習面や臨地実習で躓いている学生がいて必要と判断されると、科目担当教員、アドバイザー、臨床心理士などが集まり、ケース会議を設け対応策を検討するシステムがある(4-23)。しかし、システムを活用するためのアプローチ方法が明確でないため、十分作動しているとはいえない状況である。

資料 4-17：平成 30 年度第 1 回教授会資料 1.3)「実習履修の変更が生じた場合の手続き及び連絡ルート」

資料 4-23：平成 26 年 11 月看護学科会議資料 2「要支援学生の指導の進め方について」

(3) 問題点

学修成果については、今後アセスメント・ポリシーを実施することで検証し、そこから出た課題を抽出し取り組んでいく必要がある。また、学生自身が、社会に出ても自らの課題に主体的に取り組んでいけるように、自らの学修成果を評価する手段がない状況である。今後、検討していく必要がある。

また、学習面や実習で躓いている学生について、ケース会議を設け対応策を検討するシステムがあるものの、システムを活用するためのアプローチ方法が明確でないため、十分作動しているとはいえない状況である。

(4) 全体のまとめ

アドバイザー担当教員と教務委員会や実習調整委員会など、各委員会との連携がはかれていることから、学生対応が細やかに行われている。今後も継続して実施していくことが求められる。特に、各資格のコース選択が複雑化しているため、前期、後期に実施するオリエンテーション内容の充実と、学生が納得の行くようなコース選択ができるように、教務委員会とアドバイザー教員が情報を共有し支援していく必要がある。

また、学習面や実習で躓いている学生への支援をよりきめ細やかに行えるように、今後はケース会議にアクセスするフロー図などを活用することで、より教員がアプローチしやすい方法を検討していく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<評価の視点1>

本学の教育目標の実現のため、求める学生像として、看護学部看護学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を以下のように定め、学生募集要項及び本学ホームページ、大学案内パンフレットに明示している（資料5-1、5-2、5-3、5-4）。

○看護学部看護学科のアドミッション・ポリシー

- ・看護職として人々の健康と暮らしを支えることを志す人
- ・入学後の学修に必要な基礎学力のある人
- ・筋道をたてて自分の考えを述べる事が出来る人
- ・自ら力を発揮しながら様々な人と協力することが出来る人

<評価の視点2>

入試区分は、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期及び後期）、学園内特別選抜入試、社会人特別選抜である。入試区分ごとの試験内容と方法に応じて、どのアドミッション・ポリシーの側面を重視して評価するか、異なっている（資料5-5）。志願者の得意とすることを受験において発揮できるように考慮し、入学後に学生が各々の長所を活かして、学んでいくことを期待したものである。

年に7回開催するオープンキャンパス（志願者と保護者向け）、本学主催の大学説明会（高校教員向け）、新潟県高等学校長協会と県内各大学の協議会である「大学ガイダンスセミナー」（高校教員向け）、高校訪問等々において説明している（資料5-6）。過去の入試問題（推薦入試、一般入試）も配布している（資料5-7）。

アドミッション・ポリシーにある「基礎学力」は、国語、英語、数学、理科の教科の試験によって判定を行っている。また、「健康と暮らしを支えること」や「筋道をたてて自分の考えを述べること」、「様々な人と協力すること」については、小論文試験や面接試験を行うことで判定を行なっている（資料5-8）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<評価の視点1>

入試選抜方法については、学生募集要項や本学ホームページで公表している（資料5-9、5-10）、オープンキャンパスや学生募集説明会、高校訪問等の機会を活用して、学生募集を行っている。

看護学部の入学者選抜方法は、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期日程・後期日程）である。推薦入試は、「小論文」と「面接（個別面接）」により、総合的に評価している。一般入試では、「国語」、「英語」、「面接（グループ面接）」を必修としており、「数学」と「生物」のどちらか1つを選択することとしている（資料5-11）。面接においては、アドミッション・ポリシーを踏まえて作成した評価基準に基づいて、評価を行っている。大学入試センター試験利用入試では、「国語（古文・漢文を除く）」「英語（リスニングを含む）」は必修としており、数学、理科の教科から「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「物理」、「化学」、「生物」から1科目、または、「物理基礎」、「化学基礎」「生物基礎」、「地学基礎」から2科目のいずれかを選択することとしている。

<評価の視点2>

入学者選抜に関する計画、運営、点検等についての全体は、全学の入学試験委員会が担っている（資料5-12）。本学部からは各学科2人、計4人の委員が所属し、看護学部教授会と連携しながら業務にあたっている

<評価の視点3>

推薦入試と社会人特別選抜の小論文試験においては、福祉心理学部と合同でテーマの選定と評価基準の作成を行なっている。テーマは高校生にも身近なものとし、文章の要約と自分の意見について評価基準に基づいて評価する。両学部の入試委員が出題及び採点委員となり、十分な検討の上、実施している。

一般入試の学力試験も、看護学部と合同で科目ごとに複数の委員によって作題・点検・採点を行なっている。高校の基礎的内容を重視して作題している。選択科目による平均点の差異に対応するために、判定値算出に際して中央値補正法による調整を行っている。

推薦入試、一般入試、社会人特別選抜における面接試験に当たって、事前に面接委員の打ち合わせを行い、基準に沿った適切な評価が行われるように、共通理解を図っている(資料 5-13、5-14、5-15)。打ち合わせ後には、各面接委員が受験生の出願書類に目を通して、出願書類の内容も活かした面接が実施できるようにしている。

学園内特別選抜においては、調査書、推薦書、志望動機書による書類選考を行っている。

<評価の視点 4 >

入学希望者で、心身の障害等により受験上または入学後特別な配慮を必要とされる場合、不安を感じている場合は、各試験区分の出願開始日 1 ヶ月前までに相談をすることとしており、学生募集要項にも明示している。また、オープンキャンパスにおいても、キャンパスや学内の施設・設備の状況を確認したり、入学後の学習・生活への配慮等について教職員に相談したりすることが可能である(資料 5-16)。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

<評価の視点 1 >

試験結果を本学ホームページで開示し、誰もが容易に参照できる方法で公表しており、適切に学生の受け入れを行っている判断できる(資料 5-17)。

2018(平成 30)年度には、入学定員を 85 人から 90 人に増員した(資料 5-18)。2018(平成 30)年度入試の結果は以下の通りとなっており、入学定員に対する入学者数比率は、1.00 であった。

2018（平成 30）年度入試結果

試験区分	定員	志願倍率	受験倍率	実質倍率	入学者
推薦（指定校を含む）	35	1.74	1.74	1.74	35
一般入試	33	5.70	5.48	2.45	29
センター試験利用入試（前期）	13	10.15	10.15	2.75	18
センター試験利用入試（後期）	2	9.00	9.00	9.00	0
新潟青陵学園内（高大一貫コース）特別推薦入試	7	1.00	1.00	1.00	7
社会人特別選抜	若干名	—	—	1.00	1
計	90	4.53	4.46	2.39	90

2018（平成 30）年度の看護学科の収容定員は 4 学年合わせて 345 人、在籍学生数は過年度生を含めて 373 人で、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.08 であり、適切であると判断できる。そのため、編入学試験は実施しておらず、定員に対する在籍学生の過剰・未充足に関する対応は行っていない。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<評価の視点 1 >

毎年度、看護学部入試区分ごとの学生追跡調査結果をまとめ、入試委員会において、各入試区分の人数、偏差値、GPA 等のデータをもとに傾向と今後の方向性の検討を行っている（資料 5-19）。各入試区分の人数、入学者選抜方法などの学生募集要項の内容については、前年度に、入試委員会の検討を経て、学部運営会議及び看護学部教授会において審議している（資料 5-20）。

<評価の視点 2 >

推薦入試における指定校については、高校の偏差値、これまでの入試実績（出願人数、合格人数）等をもとに、毎年度、見直しを行っている（資料 5-20）。2018（平成 30）年度入試の指定校推薦区分を見ると、偏差値 50 を超えており、学力のある学生が受験していることがうかがえる（資料 5-19）。高校訪問等において、入試に関する情報や入学生の状況などを、必要に応じて高校側に伝えている。

新潟青陵学園内（高大一貫コース）特別推薦入試については、高校側と定期的に情報交換の機会を設け、継続的な連携を行っている。GPA は資格取得にも影響するため、教務の指導

にも活用している。

入試委員会の活動については、看護学部のPDCAサイクルシートを活用し、毎年度、葉評価と改善に努めている（資料5-21）。

（2）長所・特色

推薦入試、一般入試、社会人特別選抜において、面接試験を課しており、学力のみに偏重することなく、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。面接試験では、コミュニケーション力や学ぶ意欲等について、評価の基準を明確にして評価している（資料5-13、5-14、5-15）。看護学部での演習や実習を含む授業を受ける上で必要な能力について考査するとともに、看護職に求められる適性を見極めている。

推薦入試、一般入試の他にも、センター試験利用入試、新潟青陵学園内（高大一貫コース）特別推薦入試、社会人特別選抜といった入試区分を設け、多様な方法で学生の獲得を図っている（資料5-8、5-9）。

（3）問題点

新潟県内では長岡崇徳大学、隣県では富山県立大学が、2019（平成31）年4月に看護学部設置を予定しており、入学希望者人数への影響が懸念される。そのことに加え、少子化による志願者数の減少が予測される。

2021（平成33）年度入試において、入試制度が大きく変更となり、入試区分も、推薦入試は学校推薦型選抜、一般入試は一般選抜となり、共通テストの成績の利用が可能となる。出願要件、入学試験内容、入学試験実施・合格発表時期、調査書や出願書類の活用、学力の3要素を踏まえた評価等、入試選抜方法について、今後検討していく必要がある。

（4）全体のまとめ

学生受け入れにおいて、概ね適切に入学試験が実施されているといえる。出願書類の活用、面接試験の実施などにより、アドミッション・ポリシーや看護職としての適性を大切にしたい入学試験となるように配慮している。毎年度、入試結果や入学後の学生の状況などの具体的なデータに基づいた検討を行うとともに、PDCAサイクルシートを活用して、十分な点検・評価を行っている。

今後は、入試制度の変更に伴って、学生受け入れのあり方について検討するとともに、近隣の大学や少子化などの状況を鑑み、面接試験の実施など幅広く優れた学生を求めるために、募集方法について、県内だけでなく県外での周知を図っていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

看護学部の教育上の目的は、「生命の尊厳・人間尊重」の理念を基盤とする高い倫理性と豊かな人間性を培い、看護の専門的知識と技術を教授することにより、看護専門職として地域・国際社会に貢献することのできる人材を育成することにある（資料6-1）。この目的に対応すべく看護学、医学、学校保健学の教育・研究を担当するに相応しい専門性を有し、地域貢献に積極的に取り組む姿勢のある教員により編成することとしているが明文化していないため、平成30年度を目処に明文化する必要がある。

看護学は6領域、医学と学校保健学は各1分野で構成し、教育活動は教授を責任者として准教授・助教により構成され、役割分担を構成員の合議により調整している。2017（平成29）年度より、学部長が全教員の研究活動の動向を把握して管理する報告書を毎年提出し（資料6-2）、研究を推進する環境の整備の必要性を確認した段階である。

また、看護学部の組織運営は学部長を責任者とする学部運営委員会が企画・運営し（資料6-3）、下部組織の各委員会は委員長と教員が連携して大学の長期・短期目標に向けて活動しており適切である。各委員会は、各年単位でPDCAサイクルを展開し、委員会活動の内容を学部運営委員会が点検し、教授会で5月（年度計画について）と3月（実施・評価）について意見交換する（資料6-4、資料6-5）。この活動は2014（平成26）年度から継続し、各委員会の活動は自律的であり、大学全体の委員会の委員と兼務しているため連携も図られ、多くの委員会の目標達成が十分に果たされている（資料6-6）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

看護学部の専任教員数は34名であり、教授16人、准教授6人、講師・助教13人であり、このほかに実習・演習等において適切に対応するため4人の助手を配置している。大学設置基準に定める教員数以上を措置するとともに、保健師・助産師・看護師・養護教諭の各種資格付与のため関係法令・規程に基づき、教員組織の編成は適切である（資料6-7）。

しかし、看護学部特有の臨地実習指導が年間を通じて配置され、教育の質保証とリスクマネジメントの観点からと実習施設からの強い要請があり、教員が臨地に出向いて指導する時間が長く、研究時間が確保しにくい状況にある。さらに、専任教員中20人が看護学研究科と併任しており、看護学特別研究指導の担当学生の多い教員は特に負担が過重になるため、看護学部の看護研究指導学生の人数を減らすなどの対応をしている。

看護学6領域と医学と学校保健学は各1領域で構成し、教員人数は以下に示す。

	専門領域	教授	准教授	講師・助教	合計
看護学	基礎看護学	1 (1)	1 (1)	2	4
	成人看護学	4 (4)	1 (1)	2 (1)	7
	老年看護学	1 (1)		2	3
	精神看護学	1 (1)	1	1	3
	母子・助産看護学	4 (4)	2 (1)	3	9
	公衆衛生看護学	1 (1)		3	4
医学		3 (2)			3
学校保健学		1 (1)	1 (1)		2

* () は看護学研究科と併任する教員数

教養教育の運営において、初年次教育は看護学部の教員がほぼ全員で担当している。「看護・福祉史」や「人の生と死」等は、看護学・医学の教員と福祉心理学部の教員が各々の専門性と共通性を踏まえて連携授業を行っている（資料 6-7 既出）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任の規定（資料 6-8）に基づいて、学長諮問の教員人事委員会で審議され、評議会で決議し、その結果は教授会に報告しており、適切である。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

大学全体で実施しているFD活動の中でも、アクティブラーニングの推進に向けたFD活動への参加は、全教員が積極的に参加し、授業改善に取り入れている。

看護学部独自のFD活動は以下である。

看護学部の大学教員としての今日的な問題に精通できるような機会を増やすために、看護学部FD委員会が講演会を実施し、参加者から好評を得ている（資料 6-9）。さらに、臨地実習指導の指導力向上のために、臨地実習調整委員会が毎年 2 回の指導検討会を開催している（資料 6-10）。毎年、新潟県臨地実習指導者講習会に講師派遣 5 人、看護学生公衆衛生・在宅・母性看護実習指導者講習会に講師派遣 1 人を派遣し、地域貢献するとともに教員のFD活動の一環にもなっている（資料 6-11）。

日本看護系大学協会、日本私立看護系大学協会、千葉大学看護実践センター主催の講演会や講習会に教員を派遣し、学部内で伝達講習の機会を設けて活用化を図っている。

また、研究成果は新潟青陵学会誌をはじめ、新潟青陵大HP上のリサーチマップや新潟県地域共同リポジトリ（資料 6-12）で学術論文の登録・公開を行なっている。毎年、地域の病院から看護研究指導の依頼があり、2017（平成 29）年度は 11 施設に 21 人の教員が担当し

(資料 6-13)、地域の看護研究の質向上に大きな貢献をしている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は現在行われておらず、2017 (平成 29) 年 9 月より教育活動ポートフォリオ (資料 6-14) が開始する。その結果の活用については、今後の検討課題である。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は 2019 (平成 31) 年度から実施する方針が 2018 (平成 30) 年 9 月に決定し (資料 6-15)、看護学部教員に周知された段階であり、今後はその結果の活用を更に検討する予定である。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体として実施している授業評価 (資料 6-12)、卒業時に実施している学生満足度調査 (資料 6-16)、ならびに各教員による年 2 回の授業公開と見学者からの意見 (資料 6-17) に基づいて毎年点検を行い、改善につなげている。

看護学部の教員は、評議会所管委員会、組織所管委員会に加え、学部運営委員会に所属し、委員会毎に大学中期目標に対応した目標を設定し、PDCA サイクルをまわしている。毎年、年度末 3 月教授会で各委員会の活動報告を点検し、評価結果に基づいた次年度の改善計画を次年度 4 月までに報告して、点検・評価結果に基づく改善を行なっている (資料 6-6 既出)。

(2) 長所・特色

看護学部の教員組織の編成方針に基づき、大学設置基準及び各種資格付与のため関係法令・規程に基づき、教育課程に相応しい教員組織を編成している。教員経験の豊富な人員で構成されていることで、授業評価や学生満足度調査で概ね良い評価を受け適切である。

大学全体のFD活動と看護学部独自のFD活動を組み合わせ、組織的に運営している。さらに、看護学部独自のFD活動の中心は、看護を取り巻く社会の変化に対応する教育のあり方に関する情報収集と対策を考えられる人材の育成であり、教員の研修体制を充実させる予算化を行い、継続的な取り組みをしている点は適切である。

(3) 問題点

看護学部が求める教員像の設定が明文化されておらず、早急に整備する必要がある。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価の方針が決定した段階であり、学部長の基で評価とその結果の活用について取り組む必要がある。

また、教員の教育活動向上と研究活動のための時間が不足している問題がある。働きやすい環境作りの整備にむけ、看護学部ハラスメント委員会から教員間の仕事の依頼方法や勤務時間外のメール配信等についての取り決めの指針（資料 6-19）が提案されるなど、ハラスメントの予防に注意していかなければならない現状である。

(4) 全体のまとめ

看護学部が求める教員像を速やかに明らかにして、教員組織の適切性を評価する体制作りが求められている。

専任教員の編成は、資格付与のため関係法令・規程に基づき適切であり、教育研究活動に熱心に取り組み、地域貢献に多大な貢献をしている点を加えると、大いに評価できる。さらに、平成 14 年度から開始した PDCA サイクルによる評価・点検が軌道に乗り、各委員が自律的に活動を展開しており、着実な教育・研究・地域貢献活動ができています。

今後は、教員が教育研究活動の向上に使える時間の確保と心身の健康を維持するための対策を考えていくことが求められている。

資料 6-1：学生便覧 2017、学則第 3 条 3、193 頁

資料 6-2：平成 29 年度第 4 回看護学部教授会資料

¥¥172.16.16.30¥confidential¥看護学科¥1 学部教授会¥平成 29（2017）年度教授会議事録・資料¥平成 29 年度第 4 回学部教授会（9 月）¥資料

資料 6-3：平成 27～29 年度新潟青陵大学看護学部組織図

（¥¥172.16.16.30¥confidential¥看護学科¥1 学部教授会¥看護学部組織図・表

資料 6-4：平成 29 年度第 回学部教授会会議録 場所

資料 6-5：平成 30 年度第 回学部教授会会議録 場所

資料 6-6：新潟青陵大学看護学部平成 27 年度・28 年度 29 年度実施計画：PDCA サイクルシート（¥¥172.16.16.30¥confidential¥看護学科¥8 PDCA サイクルシート＜事業計画と評価＞）

資料 6-7：学生便覧 2017、教育課程表（看護学科）72～78 頁

資料 6-8：新潟青陵大学教員選考に関する規程 規則集¥H29 新潟青陵大学¥第 3 編 人事

資料 6-9：平成 28～29 年度看護学部委員会 PDCA サイクルシート看護学部 FD 委員会

資料 6-10：平成 28～29 年度看護学部委員会 PDCA サイクルシート看護学部付置委員会臨地実習調委員会

資料 6-11 : <http://nirr.lib.niigata-u.ac.jp/handle/10623/6905>

資料 6-12 : 平成 28～29 年度看護学部委員会 PDCA サイクルシート看護学部付置委員会看護
職研修員会

資料 6-13 : 平成 30 年度外部講師派遣一覧

¥¥172.16.16.30¥confidential¥看護学科¥4 学科付置委員会¥地域貢献委員会

資料 6-14 教員ポートフォリオ 平成 30 年度第 7 (臨時) 評議会議事録

資料 6-15 : 新潟青陵大学・教員評価規程 平成 30 年度第 7 (臨時) 評議会議事録

資料 6-16 : 平成 27～29 年度授業アンケート実施結果

資料 6-17 : 平成 27～29 年度学生満足度調査結果

資料 6-18 : 平成 27～29 年度授業公開・見学実施報告書)

終 章

本報告は、2015（平成 27）年度～2021（平成 33）年度までの長・中期目標における 2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度までの「理念・目的」、「教育課程・学習成果」、「学生の受入れ」、「教員・教員組織」に関する看護学部の中間報告である。

「理念・目的」について、大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に基づき、社会に求められている看護の人材が育成・排出され、入学定員を超える学生が入学してきている。このことから、大学の理念・目的、及び学部の教育上の目的に向けた取り組みは、現時点で有効に機能しているものと考えられる。

「教育課程・学習成果」では、教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを定め、資格（看護師・保健師・助産師・養護教諭）ごとに整理されたカリキュラムマップを用い、コース別履修指導を細やかに実施している。さらに、定期的な学年ごとのアドバイザー会議、履修上問題のある学生に関する情報共有システム化が整備され、必要時には臨床心理士等を交えたケース会議を開催するなど、対応策を検討するシステムが稼働している。

「学生の受入れ」について、2018（平成 30）年度から入学定員を 85 人から 90 人に増員し、入学定員に対する入学者数比率は 1.00 であった。入試区分の推薦入試、一般入試、社会人特別選抜では面接試験を課し、コミュニケーション力や学ぶ意欲等に関する評価基準を明確にして看護職に求められる適性を見極め、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。

「教員・教員組織」では、学部教員組織の編成方針に基づき、大学設置基準及び各種資格付与のための関係法令・規程に基づき、教育課程に相応しい教員組織を編成している。このことは、授業評価や学生満足度調査で概ね良い評価につながっている。また、FD 活動は、大学全体、及び看護学部独自の活動を組み合わせ、組織的に運営している。

以上のことから、「理念・目的」、「教育課程・学習成果」、「学生の受入れ」、「教員・教員組織」に関する中間評価は、概ね良好であるといえる。しかし、18 歳人口の減少による定員確保の問題、何らかの配慮を要する学生の増加、看護系大学・養成所の増加等、今後予想される看護教育を取り巻く問題に対し、看護教育の質保証とリスクマネジメントができるよう、本学看護学部の特性と強みを活かせる点検評価を継続していくことが重要と考える。